

別表十（四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で海上運送法第34条第2項第3号《日本船舶・船員確保基本方針》に規定する船舶運航事業者等（以下「船舶運航事業者等」といいます。）に該当するものが措置法第59条の2《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の62の2《対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「 $(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円)又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円) 7」、「 $(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円)又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円) 9」、「 $(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円)又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円) 11」及び「 $(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円)又は $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円) 13」の各欄は、当期において海上運送法第38条《課税の特例》に規定する対外

船舶運航事業等（以下「対外船舶運航事業等」といいます。）の用に供した船舶が、同条に規定する日本船舶である場合にはそれぞれ「 $(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円)」、「 $(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円)」、「 $(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円)」及び「 $(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円)」を適用して計算した金額を、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項《報告等》に規定する特定準日本船舶（以下「特定準日本船舶」といいます。）である場合にはそれぞれ「 $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円)」、「 $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円)」、「 $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円)」及び「 $(12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円)」を適用して計算した金額を記載します。

3 「日本船舶の稼働日数16」には、当期において対外船舶運航事業等の用に供した船舶が特定準日本船舶である場合には、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項に規定する確認証に記載されたその特定準日本船舶に係る同項第3号に掲げる期間の日数を記載します。